

議案第二十四号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十三年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 昭和六十二年建設 第一種住宅 月額 三万円

第二種住宅 月額 二万六千円

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。